

糸島市補助金設計書

所管課 農業委員会事務局

補助金名称	耕作放棄地再生利用事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市耕作放棄地再生利用事業補助金交付規程 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金実施要綱（国）

【長期総合計画体系】

基本目標 7 __ 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策 1 __ 農林水産業の振興

施策① __ 農業生産基盤を整備し、農産物の低コスト化を推進する

1 補助の目的

耕作放棄地の再生利用を促進し、農地の有効利用を図るため。

2 成果指標

成果指標：耕作放棄地の再生利用面積
目標値：7 ha／年

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業
再生作業、作付けに要する費用の一部
補助対象者
農業者

4 補助対象(外) 経費

①耕作放棄地の再生利用に必要な経費（国＋市）
②再生した農地における作付けに要する費用（市単独）
糸島市は県内でも耕作放棄地の割合が多く、農業者の高齢化、後継者不足も進んでいるため、国庫補助への上乗せ、市単独事業により農地への再生の促進を目指す。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

①重機利用以外 2万円／10a（10a当たりの再生費用＝10万円以上） 補助率 2/10以下
重機利用 5万円／10a（10a当たりの再生費用＝10万円以上） 補助率 5/10以下
②2万円／10アール×5年間 又は 10万円／年（上限）
※補助事業により再生した農地での種苗、苗木代の補助
作付費用（作業受委託料金表参照）元肥散布、機械植え、肥料代等＝約20,800円
上限2万円の場合、補助率 1/2以下

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

平成30年度まで